岡山地方最低賃金審議会の意見に関する公示

岡山労働局一般公示第２７号

令和８年１１月１１日岡山地方最低賃金審議会から岡山県空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機、家庭用エレベータ、冷凍機・温湿調整装置、玉軸受・ころ軸受、農業用機械、縫製機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、真空装置・真空機器、他に分類されない生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和３４年法律第１３７号）第１５条第３項において準用する同法第１１条第１項の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、岡山県の区域内で空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機、家庭用エレベータ、冷凍機・温湿調整装置、玉軸受・ころ軸受、農業用機械、縫製機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、真空装置・真空機器、他に分類されない生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第１５条第３項において準用する同法第１１条第２項及び最低賃金法施行規則（昭和３４年労働省令第１６号）第８条の規定に基づき令和８年１１月２６日までに岡山労働局長あて（岡山市北区下石井１丁目４番１号岡山第２合同庁舎）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和８年１１月１１日

岡山労働局長　森實　久美子

記

岡山県空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機、家庭用エレベータ、冷凍機・温湿調整装置、玉軸受・ころ軸受、農業用機械、縫製機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、真空装置・真空機器、他に分類されない生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金の改正決定に係る岡山地方最低賃金審議会の意見の要旨

岡山県空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機、家庭用エレベータ、冷凍機・温湿調整装置、玉軸受・ころ軸受、農業用機械、縫製機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、真空装置・真空機器、他に分類されない生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金を次のように定めること。

1　適用する地域
　岡山県の区域

2　適用する使用者
　前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
（1）空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機製造業
（2）家庭用エレベータ製造業
（3）冷凍機・温湿調整装置製造業
（4）玉軸受・ころ軸受製造業
（5）農業用機械製造業（農業用器具を除く）（農業用トラクタ製造業を除く。）
（6）縫製機械製造業
（7）生活関連産業用機械製造業（包装・荷造機械製造業を除く。）
（8）基礎素材産業用機械製造業（化学機械・同装置製造業を除く。）
（9）半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業
(10) 真空装置・真空機器製造業
(11) 他に分類されない生産用機械・同部分品製造業
(12) 事務用機械器具製造業
(13) サービス用・娯楽用機械器具製造業
(14) （1）から（13）までに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
(15) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が（1）から（13）までに掲げる産業に分類されるものに限る。）

3　適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（1）　１８歳未満又は６５歳以上の者

（2）　雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの

（3）　清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4　前号の労働者に係る最低賃金額

１時間１，１５１円

5　この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6　効力発効の日

法定どおり